

32欄及び33欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

事業年度 又は連結 事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------	------------	-----	-----

御 注 意

1 この表には、減価償却資産の耐用年数、種類等及び償却方法の異なることにまとめて別行にして、その合計額を記載できますが、(1)当期の中途で事業の用に供した資産又は資本的支出
2 (2)租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける資産については、他の資産と区別して別行にして、記載してください。なお、(1)の資産(2)の資産に該当するものを除きます。
3 の「34」欄の金額については、耐用年数、種類等及び償却方法を同じくする他の資産の金額と通算して「36」欄及び「37」欄の金額を記載できます。
4 租税特別措置法による特別償却の規定の適用を受ける場合には、「特別償却限度額の計算に関する付表」を添付してください。

資 産 区 分	種 類	1						
	構 造	2						
	細 目	3						
取得 価額	取 得 年 月 日	4	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・	・ ・
	事業の用に供した年月	5						
	耐 用 年 数	6	年	年	年	年	年	年
取得 価額	取得価額又は製作価額	7	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	円
	圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引取得価額(7)－(8)	9						
帳簿 価額	償却額計算の対象となる期末現在の帳簿記載金額	10						
	期末現在の積立金の額	11						
	積立金の期中取崩額	12						
額	差引帳簿記載金額(10)－(11)－(12)	13	外△	外△	外△	外△	外△	
	損金に計上した当期償却額	14						
	前期から繰り越した償却超過額	15	外	外	外	外	外	
当期分の普通償却限度額等	合 計(13)＋(14)＋(15)	16						
	平成19年3月31日以前取得分	17						
	差引取得価額×5% (9)× $\frac{5}{100}$	18						
当期分の普通償却限度額等	旧定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)－(17)	19						
	旧定額法の償却率	20						
	算出償却額 (19)×(20)	21	円	円	円	円	円	円
当期分の普通償却限度額等	増加償却額 (21)×割増率	22	()	()	()	()	()	()
	計 (21)＋(22)	23						
	算出償却額 (18)－(1)× $\frac{1}{60}$	24						
当期分の普通償却限度額等	定額法の償却額計算の基礎となる金額 (9)	25						
	定額法の償却率	26						
	算出償却額 (25)×(26)	27	円	円	円	円	円	円
当期分の普通償却限度額等	増加償却額 (27)×割増率	28	()	()	()	()	()	()
	計 (27)＋(28)	29						
	当期分の普通償却限度額等 (23)・(24)又は(29)	30						
当期分の普通償却限度額等	租税特別措置法 適用条項	31	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項	条 項
	特別償却限度額	32	外 円	外 円	外 円	外 円	外 円	円
	前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	33						
当期分の普通償却限度額等	合 計(30)＋(32)＋(33)	34						
	償却不足額 (34)－(35)	35						
	償却超過額 (35)－(34)	36						
償却超過額	前期からの繰越額	37	外	外	外	外	外	
	当期容積立金取崩し 金額によるもの	38						
	差引合計翌期への繰越額 (37)＋(38)－(39)－(40)	39						
特別償却不足額	翌期に繰り越すべき特別償却不足額 ((36)－(39)) と ((32)＋(33)) のうち少ない金額	40						
	当期において切り捨てた特別償却不足額又は合併等特別償却不足額	41						
	差引翌期への繰越額 (42)－(43)	42						
特別償却不足額	翌期額への繰越額	43						
	平 平 平 平	44						
	当期分不足額	45						
備考	適格組織再編成により引き継ぐべき 合併等特別償却不足額 ((36)－(39)) と (42) のうち少ない金額	46						
		47						

○ 別表十六（一）「32」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5第1項第1号	00013	「32」の欄の金額
	第42条の5第6項 (同条第1項第1号)	00014	
	第42条の5第1項第2号	00017	
	第42条の5第6項 (同条第1項第2号)	00018	
	第42条の5第1項第3号	00021	
	第42条の5第6項 (同条第1項第3号)	00022	
	第42条の5第1項第4号	00025	
	第42条の5第6項 (同条第1項第4号)	00026	
エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却	第42条の5の2第1項第1号イ	00284	
	第42条の5の2第1項第1号ロ	00287	
	第42条の5の2第1項第2号イ	00290	
	第42条の5の2第1項第2号ロ	00293	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却	第42条の6第1項第1号	00031	
	第42条の6第1項第2号	00034	
	第42条の6第1項第3号	00037	
	第42条の6第1項第4号	00040	
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第42条の7第1項第1号	00045	
	第42条の7第1項第2号	00048	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業基盤強化設備等を取得した場合等の特別償却	第42条の7第1項第3号	00051	「32」の欄の金額
	第42条の7第1項第4号	00054	
	第42条の7第1項第5号	00057	
	第42条の7第1項第6号	00060	
	第42条の7第1項第7号	00063	
	第42条の7第1項第8号	00066	
沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却	第42条の10第1項	00082	
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却	第42条の11第1項	00298	
公害防止用設備の特別償却	平成23年旧措置法第43条第1項の表の第1号	00087	
	第43条第1項の表の第1号	00304	
船舶の特別償却	平成23年旧措置法第43条第1項の表の第2号	00090	
	第43条第1項の表の第2号	00307	
関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却	平成23年旧措置法第43条の2第1項	00093	
	第43条の2第1項	00310	
地震防災対策用資産の特別償却	平成23年旧措置法第44条第1項	00096	
集積区域における集積産業用資産の特別償却	「第44条第1項」又は「平成23年旧措置法第44条の2第1項」	00099	
事業革新設備等の特別償却	「第44条の2第1項」又は「平成23年旧措置法第44条の3第1項」	00102	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
事業革新設備等の特別償却	「第44条の2第2項」又は「平成23年旧措置法第44条の3第2項」	00105	「32」の欄の金額
	「第44条の2第3項」又は「平成23年旧措置法第44条の3第3項」	00108	
共同利用設備の特別償却	平成23年旧措置法第44条の4第1項	00111	
	第44条の3第1項	00313	
新用途米穀加工品等製造設備の特別償却	平成23年旧措置法第44条の5第1項	00114	
	第44条の4第1項	00316	
特定高度通信設備の特別償却	第44条の5第1項	00319	
特定地域における工業用機械等の特別償却	平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号イ	00117	
	第45条第1項の表の第1号イ	00322	
	第45条第1項の表の第1号ロ	00120	
	平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号ハ	00123	
	第45条第1項の表の第1号ハ	00325	
	平成23年旧措置法第45条第1項の表の第1号ニ	00126	
	第45条第1項の表の第1号ニ	00328	
沖縄の産業高度化地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第2号	00129	
沖縄の自由貿易地域及び特別自由貿易地域において工業用機械等を取得した場合の特別償却	第45条第1項の表の第3号	00132	
沖縄の離島地域における旅館業用建物等の特別償却	第45条第1項の表の第4号	00135	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
医療用機器等の特別償却	平成23年旧措置法第45条の2第1項第1号	00138	「32」の欄の金額
	法45条の2第1項第1号	00331	
	平成23年旧措置法第45条の2第1項第2号	00141	
	法45条の2第1項第2号	00334	
	平成23年旧措置法第45条の2第1項第3号	00144	
	平成23年旧措置法第45条の2第2項	00147	
	平成23年旧措置法第45条の2第3項	00150	
経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却	第46条第1項	00153	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等	平成23年旧措置法第46条の2第1項	00156	
	平成23年旧措置法第46条の2第2項の表の第1号	00159	
	平成23年旧措置法第46条の2第2項の表の第2号	00162	
	平成23年旧措置法第46条の2第2項の表の第3号	00165	
	平成23年旧措置法第46条の2第2項の表の第4号	00168	
障害者を雇用する場合の機械等の割増償却	第46条の2第1項	00337	
支援事業所取引金額が増加した場合の三年以内取得資産の割増償却	第46条の3第1項	00171	
事業所内託児施設等の割増償却	平成23年旧措置法第46条の4第1項	00174	
次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却	第46条の4第1項	00340	

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却	平成23年旧措置法第47条第1項	00177	「32」の欄の金額
サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却	第47条第1項	00343	
特定再開発建築物等の割増償却	平成23年旧措置法第47条の2第1項	00180	
	第47条の2第1項	00346	
倉庫用建物等の割増償却	平成23年旧措置法第48条第1項	00183	
	第48条第1項	00349	

○ 別表十六（一）「33」の欄に金額の記載がある場合の記載事項

法人税関係特別措置	租税特別措置法の条項	区分番号	記載する金額
特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例	「第52条の2第1項」（特別償却不足額）又は「第4項」（合併等特別償却不足額）	00187	「33」の欄の金額